岡崎市生活習慣病対策会議要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、岡崎市附属機関設置条例（令和元年岡崎市条例第 21 号）第６条の規定に基づき、岡崎市生活習慣病対策会議（以下「対策会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務の詳細）

第２条　対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

（１）がん等検診の分析・評価に関すること

（２）がん等検診の実施体制に関すること

（３）その他、生活習慣病対策の推進に関すること

（委員）

第３条　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）岡崎市保健所長

（２）公衆衛生に関する学識経験を有する者

（３）市民の健診・検診業務を主として担う団体の推薦する者

（４）市民の健診・検診の精密検査を主として担う医療機関の推薦する者

（５）前４号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

（議長）

第４条　対策会議には、議長を置く。

２　議長は、委員の互選により定める。

３　議長は、会務を総理する。

４　議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代理する。

（会議等）

第５条　対策会議は議長が招集する。ただし、議長及びその職務を代理する者が在任しないときの会議は、市長が招集する。

２　対策会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（書面による会議）

第６条　対策会議は、次のいずれかの事由に該当する場合は、書面による会議（以下

「書面会議」という。）を行うことができる。
（１）至急の決議が必要で会議を開催する余裕がない場合
（２）災害等のやむを得ない事情により委員を招集することが適切ではない場合
（３）軽微な報告等を行う議事のみを取り扱う場合
２　書面会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

（庶務）
第７条　対策会議に関する庶務は、保健部健康増進課において処理する。

（雑則）
第８条　この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営に関して必要な事項は議長が定める。

附　則
１　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。
２　岡崎市生活習慣病対策会議設置要綱（平成 17 年３月 23 日施行）は、廃止する。

附　則
この要綱は、令和２年８月１日から施行する。
この要綱は、令和６年４月１日から施行する。